

■令和2年度第1回堺市バリアフリー化検討委員会 意見要旨と対応（案）について

書面送付日：令和2年8月14日付（堺長支第973号）

締め切り日：令和2年9月4日（金）

案件：（1）堺市移動等円滑化促進方針（案）について（資料1-1）

（2）今後のスケジュール（案）について（資料1-2）

（3）（7/3開催）市建設予定施設に関する説明会報告（資料2）

（4）令和元年度第2回検討委員会における意見等について（資料3）

ご意見の件数：29件（個別ヒアリングしたものも含みます。）

番号	意見要旨	箇所 (カッコ内は修正後の箇所)	対応（案）	委員
1	●資料1-1 22ページ「セーフシティ・プログラム」 セーフシティ・プログラムは平成27年度から5年間のプログラムで令和元年度で終了しています。現在は、堺市オリジナルの「セーフシティさかい」として取り組んでいると思うので、記載の仕方について、所管課である男女共同参画推進課に確認した方が良いのではないかと？	22頁 (24～25頁)	担当課に確認し、記載について修正いたします。	堺市（観光部長）
2	●資料1-1 35ページ 7 観光客数 本市では観光ビジター数として調査しているが、平成30年度までとなっている。令和元年度以降は、独自の推計となるため、記載方法については、協議してもらいたい。	35頁 (37頁)	記載方法について所管部局と協議し、検討してまいります。	堺市（観光部長）
3	4（3）【ホームドア等導入の促進】に関して ホームドアや可動式ホーム柵が、ご利用者のホームからの転落防止に有効であることはバリアフリーガイドライン等でも述べられておりますが、他方、可動式ホーム柵の設置にあたっては多額の費用を要することから、国土交通省では当面の整備目標として乗降客数10万人以上の駅を対象としている状況もあります。今後市として「設置に向けた働きかけ」を行っていく際には、駅の構造や利用状況、列車の運行状況等を勘案して行う必要があると史料いたします。	25頁 (27頁)	本市において設置にかかる費用の助成制度を設けているところであり、地下鉄御堂筋線においては、令和3年度までに市内3駅を含む全駅に可動式ホーム柵が設置されることとなっております。ご意見をふまえ、駅の構造や利用状況、列車の運行状況等を勘案し、他の路線においても設置されるよう、引き続き働きかけてまいります。	南海電気鉄道(株)
4	共生のまちづくりの上でハード面が目まぐるしく変化が、安心感があるというソフト面も重要だと思います。物理的なバリア、制度的なバリア、情報面でのバリア、意識上のバリアなど、障害者、高齢者の視点になって実現していただければと思います。	-	ご意見を踏まえて、取組を進めてまいります。	堺市老人介護者（家族）の会
5	（1）堺市移動等円滑化促進方針（案）について 素案で項目のみの表記であった部分が各項目について文章を追記している部分が、非常にわかりやすくなっていると思う。 又、アクセシビリティガイドについての記載やこれまでの取組実績について写真をつけて掲載していることについても非常にわかりやすい。	-	ご意見として承ります。	西堺警察署
6	（2）今後のスケジュール（案）について 特に問題はないと思われる。	-	ご意見として承ります。	西堺警察署
7	（3）市建設予定施設に関する説明会について 市有施設に関するバリアフリー整備について、県説明の段階で利用者等との意見交換を行い、要望の可能な件については実施できるように意見を反映し整備していくことについては非常に大切なことであり、いい取組であると思われる。	-	ご意見として承ります。	西堺警察署
8	（4）令和元年度第2回検討委員会における意見等について 各委員からの意見については、現場の声であり、非常に貴重な意見であると思われるため、意見の内容をよく検討することが必要であると思われる。	-	ご意見として承ります。	西堺警察署
9	新しい施設の建設にあたって、今後はあらかじめ意見を聞いてもらえるという記述があるのはありがたい。	19～20頁 (21～22頁)	当事者参加の機会確保に向け、本方針の策定や説明会の実施に努めてまいります。	堺市視覚障害者福祉協会

10	<p>重点整備地区以外の道路や公園の整備についても、重点整備地区同様の整備を行っていくことがより合理的であると考えるので、全市的に方針の考え方を浸透させるべき。たとえば百舌鳥駅周辺の歩道について、一度整備されたものの、点字ブロックを敷設するために工事をやり直すことになった。始めから敷設しておけば時間も予算もかからなかったのではないかと考える。</p> <p><委員長コメント></p> <p>ご指摘の事項は、まさにこの促進方針を策定する意義に合致する。特に道路に関する記述が見受けられないので、検討すべきではないか。</p>	19～20頁 (21～22頁)	関係部局へご意見を伝えるとともに、方針へどのように記述するか検討いたします。	堺市視覚障害者福祉協会
11	<p>方針案とは関係ないが、障害者が新型コロナウイルス感染症に罹患した可能性がある場合、接触を避けることを理由として、病院へ行くためのヘルパー等の支援を適切に受けられない不安がある。また、療養のためのホテルにおいて、視覚障害者が生活するための配慮や対応はされていないのではないかと考える。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症に罹患した場合に自分の力で病院へ行くための配慮や行政としての対応があればありがたい、と考える。</p> <p><委員長コメント></p> <p>具体的な福祉的施策になるのか、バリアフリー関連の施策整備になるのか難しい。新型コロナウイルス感染症に関する記述はなんらかの形で方針案に記載しておくほうが良いのではないか。</p> <p>たとえば、コロナ禍でどのようなことが起こったのか、資料的にコラムとして記載する方法も考えられる。</p>	- (35頁)	令和2年度作成のものとして、新型コロナウイルス感染症の件を少なくとも事実としての記載ができないか検討いたします。	堺市視覚障害者福祉協会
12	<p>バリアフリー情報の発信について記述すべきではないか。</p> <p>情報については、収集→処理→提供という流れがあるが、それぞれ仕組みが重要である。</p>	8頁、24頁 (8頁、26頁)	現在の案においても8ページ方針5や、24ページ中にマップについて記載していますが、具体的な取組については引き続き検討してまいります。	三星委員長
13	<p>25ページのホームドアについては、堺市ができるものではなく、鉄道事業者が主体となるものだが、少なくとも、市として働きかけをきちんと継続していくという表現は必要だと思う。</p>	25頁 (27頁)	関係部局とともに記述内容について検討してまいります。	三星委員長
14	<p>(案件2の説明を受けて)大仙公園の駐車場のうち、上野芝駅側にあるところの障害者用駐車場が、駐車場内の奥のほうにある。</p>	-	ご意見について、関係部局と共有いたします。	堺身体障害者福祉協会
15	<p>資料1-1の29ページ(6)に関して、泉北の方で避難訓練に障害者にも参加してもらっているところがあると聞いた。全国でも先進的な事例なので、全市に広めていくことができれば良いのではないか。</p>	-	まずは事例について確認いたします。	三星委員長
16	<p>心のバリアフリーに関する記述について、記載内容が少ない旨の意見が出るかもしれないが、量としてはこの程度で適切であると考えます。</p>	22頁 (24頁)	現在の案において、22ページにお示ししております。	三星委員長
17	<p>前回話題に挙がったフェニーチェ堺について、今回会場となっていたこともあるが、受付から点字ブロックが敷設されていないにも関わらず、受付のスタッフからの声かけがなかった。</p> <p><委員長コメント></p> <p>設備として、白杖に取り付けた磁気に反応して玄関や受付の位置をアナウンスするものがあるので、情報提供する。</p> <p>また、指定管理者等に対するバリアフリーに関する教育を充実すべきではないかと考える。</p>	-	所管課へ当該意見をお伝えいたします。	堺市視覚障害者福祉協会

18	<p>資料1-1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■7ページ 5行目「アクセシビリティ」→「アクセシビリティ」 ■22ページ 【障害者差別解消法】4行目「取組み」→「取組」 ■22ページ 【セーフシティプログラム】4行目「安全安心」→「安全に安心」 ■28ページ 5(1)1行目「取組み」→「取組」 ■28ページ 5(2)1行目「観光局」→「観光客」 ■28~29ページ 5(5) 鉄道駅の駅員無配置化(無人駅)への対応について →本文中に、要望の具体的な内容について記載したほうが良いのではないか。 ■29ページ (6) 災害時、緊急時における要配慮者への対応1行目「垂直移動施設」→「垂直移動設備」 	-	ご意見をふまえ、修正いたします。	堺市(障害福祉部長)
19	<p>○「生活関連施設及び生活関連経路の見直しを行う地区」について</p> <p>「資料1-1 2(4) 評価・見直しの方法」において生活関連施設及び生活関連経路の見直しを行う地区については、全ての地区を見直すのか、基本構想策定時において生活関連施設及び生活関連経路の規定がない地区(堺市交通バリアフリー基本構想の重点整備地区)のみを見直すのかが読み取りにくいので、わかりやすく表記すべき。</p>	17頁 (17頁)	ご意見をふまえ、加筆・修正を検討します。	堺市(交通部長)
20	<p>○「資料1-1 堺市移動等円滑化促進方針」における見直しの内容と「資料1-2 令和3年度のスケジュール」の項目が対応していない</p> <p>資料1-2では、◎を見直しの項目としているが、この項目は資料1-1 2(4)(5)に下記の順に示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生活関連施設及び生活関連経路の見直し ②必要に応じた実地のまち歩き ③各基本構想の見直し ④堺市交通バリアフリー基本構想策定時に検討した地区及び特定道路を含みこれまでの基本構想に位置付けのない地区における策定の検討 <p>資料1-2の令和3年度のスケジュールについても、これらの項目と取組順序に対応するよう表記した方がわかりやすい。</p>	17頁 (17頁)	ご意見をふまえ、加筆・修正を検討します。	堺市(交通部長)
21	<p>市建設予定施設に関する説明会</p> <p>バリアフリー設備など足りない部分が多い。前回のフェニーチェ堺と同じ。相変わらずガイドライン、まちづくり条例などに沿って建てていると言っている。</p> <p>二の舞にならないよう、堺市独自で補足してほしい。</p> <p>建てるたびに話し合って補足すべき。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が起こった場合、非常灯が点滅、電子掲示板等の表示するような設備 映像音声は字幕、手話をつけること 障害者トイレを設置するとともに必ず大人用の介護用ベッド(長さ1800、幅800)設置 エレベーター出入口扉は窓ガラス付き など 	19~20頁 (21~22頁)	<p>当事者参加の機会確保として事例を積み重ねていくことにより、適切なハード整備につながっていくものと考えます。</p> <p>ご意見をふまえ、取組を推進してまいります。</p>	堺市ろうあ者福祉協会
22	<p>現在の案に重点整備地区として挙げられているのはほとんどが駅周辺地区である。たしかに堺市であれば駅周辺を整備することでほぼ網羅できるのかもしれないが、駅周辺以外の地区は含まれているのか。</p>	17~18頁 (19~20頁)	駅周辺地区以外の地区としては、美原区役所周辺地区を挙げております。	石塚副委員長
23	<p>重点整備地区により整備される範囲を具体的な図で示していくべきではないか。</p>	17~18頁 (19~20頁)	具体的な図については挿入を検討いたします。	石塚副委員長

24	<p>基本理念として、今回の法改正やSDGsその他の方針に合わせたワードを入れたほうが良いのではないかと。</p> <p>「移動しやすい」ことはゴールではなく、移動した後の社会参加のしやすさが求められているため、「まちづくり」よりも市民の活動を中心とした理念としていくべき。</p>	8頁 (8頁)	SDGsに関しては本市でも計画策定作業中である。ご意見をふまえ、理念については修正いたします。	石塚副委員長
25	<p>基本方針4について、「気持ちよく」という言葉を使うのは配慮や思いやりといった域を超えないものであると感じられるので、「互いに尊重して」等別の言葉を用いるべきではないかと。</p>	8頁 (8頁)	ご意見をふまえ、修正いたします。	石塚副委員長
26	<p>今回の方針については計画期間を定めず長期的に継続していくことについては評価すべき点であるが、「特に定めません」という言葉を使用するのはいかがかと。</p>	9頁 (9頁)	ご意見をふまえ、修正いたします。	石塚副委員長
27	<p>当事者参加の機会の確保に関して、建築物の計画段階だけでなく、計画が確定した段階や、完成した段階等においても重点的に当事者への情報提供や意見聴取がなされるべき。</p> <p>また、説明会等を実施することについて、内規等を定めてルーティンにしていくことはできないかと。</p>	20頁 (22頁)	ご意見について、関係部局と共有いたします。	石塚副委員長
28	<p>障害者差別解消法に関する条例の策定と協議会の設置はなされているのか。</p>	22頁 (24頁)	<p>(障害施策推進課確認)</p> <p>堺市として、障害者差別解消法に基づく条例や協議会の設置はありません。</p> <p>なお、障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会条例により障害者施策推進協議会を設置し、権利擁護部会として障害者差別解消支援地域協議会が事例検討会議を実施することにより、障害を理由とする差別の解消を推進しています。</p>	石塚副委員長
29	<p>現段階の円滑化促進方針案では学校のバリアフリー化について触れられていない。災害時には避難所になるなど、密接に関わることになる施設であるので、記載すべきではないかと。</p> <p>また、重点整備地区として、学校を中心とすべき場所がある可能性もあるのではないかと。</p>	- (31頁)	ご意見をふまえ、追記いたします。	石塚副委員長